

別紙

諮問第1742号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「特定範囲コメント（特定訴訟の判決に関して、都警察等が報道機関に受け取られることがありうる態様で、発したコメント）が発された事実、内容、またはコメントを発することにかかる伺い、質問、承認または決裁のいずれかを含むものの一切」の開示を求める本件開示請求に対し、警視總監が令和4年12月23日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年11月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年7月8日に実施機関から理由説明書を収受し、同年7月23日（第232回第三部会）及び同年9月25日（第233回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

審査請求人は、特定訴訟の判決に関して、特定の新聞社が配信したインターネットで閲覧可能なニュース記事（以下「当該記事」という。）を示した上で、当該記事に記載されている、実施機関の特定課が行ったコメント（以下「本件コメント」という。）について、本件コメントを発するに当たり作成又は取得された公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めた。

これに対して実施機関は、本件請求文書は保有しておらず、存在しないとして、不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

イ 広報活動に関する運用について

実施機関では、広報活動について、警視庁広報規程（昭和29年12月16日訓令甲第22号）及び警視庁広報規程の制定について（昭和29年12月16日例規（総務）第30号）（以下、併せて「広報規程等」という。）により、必要事項を定めて運用している。実施機関によると、広報規程等では、各報道機関への報道発表について、公文書の作成を義務付けておらず、報道発表に関する基準、作成要領等についても定められていないとのことである。

この点について、実施機関は、広報規程等に報道発表に関する基準等は定められていないものの、国民の知る権利に対応するため、逮捕や事件送致に関する事案については、報道発表を行う場合があり、その際には、公文書たる発表連絡表を作成し、警視庁記者クラブに加盟する各報道機関に提供する方法で、報道発表を行っている旨説明する。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件コメントを報じる報道がなされている以上、本件コメントを対外的に実施するに当たり、どのようなコメントを誰に対してしたのかとの情報を公文書に残していないということは考え難い旨主張する。

これに対し実施機関は、本件コメントは実施機関に対する損害賠償請求訴訟の判決に際し、実施機関の特定課の担当者が、報道機関からの電話取材に対し口頭で回答したものであるため、発表連絡表は作成しておらず、さらに、電話取材後に回答内容や取材相手についての公文書も作成しなかった旨説明する。

審査会が広報規程等を確認したところ、実施機関は報道機関に対する発表、連絡及び取材への対応を適切に行うよう常に留意しなければならない旨規定されているが、報道機関への報道発表について、取材に対する公文書の作成義務及び作成要領並びに報道発表に関する基準を定める規定はなかった。

次に、審査会が当該記事を見分したところ、当該記事の内容は、逮捕や事件送致に関する事案ではないことから、発表連絡表等の公文書を作成していないとする実施機関の説明に不自然な点はない。また、実施機関は、電話取材後に回答内容や取材相手についての公文書は作成しなかったと説明しており、条例41条1項の規定に基づき、実施機関に備え付けられている文書検索目録にも「報道機関への取材対応」等に関する件名の公文書は掲載されていないことが確認された。さらに、本件コメントを見るに、訴訟の判決がなされた際に一般的・慣用的に使用されているコメント内容と認められることから、報道機関からの電話取材に対し、担当者が口頭で回答したのみで、公文書は作成しなかったとの実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、実施機関が本件請求文書について、保有しておらず、存在しないとして、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ